

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（案）

令和 5年10月18日

（名称）雄武町地域公共交通活性化協議会

（代表者名）会長 雄武町副町長 佐々木幸博 印

1. 生活交通改善事業計画の名称

雄武町生活交通改善事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

雄武町の人口に占める要介護・要支援者の割合は、下表のとおり年々増加傾向で推移している。令和5年3月31日現在、4,162人の人口に対して298人の方が認定を受けており（7.2%）、この割合は今後も高い数値で推移していくことが予想される。

そこで、要介護者などの高齢者等が地域生活を送るうえで、公共交通を利用できる環境を整備することは欠かせない状況となっており、特に「ドア・トゥー・ドア」の唯一の公共交通機関であるタクシーのバリアフリーを推進していくことは、高齢者等移動困難者の外出を支える取り組みとして重要な役割を果たすものと考えられる。

以上の状況から、移動困難者のニーズに応えられる福祉タクシーを積極的に導入することが必要となっている。

■雄武町の人口に占める要介護・要支援認定割合の推移（各年3月31日現在）

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数(人)	285	293	309	310	298
人口(人)	4,427	4,434	4,328	4,196	4,162
認定割合(%)	6.4	6.6	7.1	7.4	7.2

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

今後の需要を見込み、福祉タクシー車両の増加を図る。

(2) 事業の効果

福祉タクシー車両が増加することにより、要介護者などの高齢者等の外出機会が増加し、また、通院等に利用しやすくなるため、通院患者等の利便性が向上する。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

（内容）※具体的に記載すること。

・福祉タクシーの導入
スロープ付 1台 （有）北翔交通

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）

（有）北翔交通 身体・知的 各1割 精神 設定なし


<p>(実施事業者(補助対象事業者)における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要 ※特定地域外</p>
<p>(2) 関連事項(以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載)</p>
<p>〈バス車両の導入に係る事業〉 ※該当なし</p>
<p>〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 (※全国的にみて地域の独自性があると考えられる事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載) ※特になし</p>
<p>〈バスターミナルに係る事業〉 ※該当なし</p>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
5年度(当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシーの導入 (スロープ付)	3,100千円	500千円	千円	千円	2,600千円
	100%	16.1%	%	%	83.9%
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
合計	3,100千円	500千円	千円	千円	2,600千円
	100%	16.1%	%	%	83.9%
<p>※総事業費については見込み額を記載。 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。</p>					
6年度(翌年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。
 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの 導入 (スロープ付)	交付決定日以降着手 1台  3月31日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年10月18日：第1回雄武町地域公共交通活性化協議会で事業内容について協議
 (協議が整った日：令和5年10月18日)

8. 利用者等の意見の反映

協議会には、各種団体等から利用者及び住民の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。

9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課
関係市区町村	雄武町財務企画課 (事務局) 雄武町福祉給付課 雄武町教育振興課 雄武町産業振興課
交通事業者・交通 施設管理者等	北紋バス株式会社 宗谷バス株式会社 第一ハイヤー株式会社 有限会社北翔交通 雄武ノースクリエート事業協同組合 北海道開発局網走開発建設部興部道路事務所 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部地域調整課 雄武町建設課 北海道警察北見方面興部警察署
地方運輸局	北海道運輸局北見運輸支局

その他協議会が必要と認める者	私鉄総連北海道労働組合北紋バス支部 雄武町自治会連合会 沢木自治会 魚田自治会 幌内自治会 雄武町老人クラブ連合会 雄武町PTA連合会 雄武町商工会 NPO法人雄武町観光協会 雄武町社会福祉協議会 NPO法人まちづくり支援センター（アドバイザー）
----------------	---

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道紋別郡雄武町字雄武 700 番地

（所 属）雄武町財務企画課

（氏 名）大水寛仁

（電 話）0158-84-2121

（e-mail）kikaku@town.oumu.hokkaido.jp